鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第39号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。) に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」 という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在 しない場合には、当該移動後項等(以下この条において「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下この条において「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項、号及び別表の細目の表示並びに削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項、号及び別表の細目の表示、追加項等並びに追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正後表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後

改正前

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。

(1)~(11) 略

(12) <u>課内室長</u> 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、草の根自治支援室、公益法人・団体指導室、県史編さん室、営繕室、給与管理室、行政情報管理室、市町村税制支援室、<u>分権自治推進室、企画総務室</u>、地域生活支援室、地域医療推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、企画推進室、<u>産学金官連携室</u>、雇用政策室<u>障害者就業支援室</u>、企画調整室、地域農業基盤室、<u>林業・林産振興室</u>、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長を

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(11) 略

(12) <u>課内室長等</u> 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、草の根自治支援室、公益法人・団体指導室、県史編さん室、営繕室、給与管理室、行政情報管理室、市町村税制支援室、<u>市町村振興室</u>、地域生活支援室、地域医療推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、企画推進室、<u>産学官連携推進室、機械素材研究所、食品開発研究所</u>、雇用政策室、企画調整室、地域農業基盤室、<u>林産振興室</u>、水産振興室、市場開拓室、地産地消推進室、用地室

いう。

- (13) 総括補佐 組織規則<u>第16条第6項</u>に規定する課長補佐(<u>同条第7項</u>の規定により課長補佐を2名以上置く場合にあっては、当該課の事務を総括する課長補佐)をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。
- (14) 部長 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取 県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長 等をいう。
- (15) 局長又は課長 それぞれ組織規則<u>第16条第</u> 5項の規定により置かれる局又は課の長をいう。
- (16) 総合事務所長 鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。
- (17) 総合事務所内局長 組織規則第156条第4項 の規定により置かれる組織規則第22条の表の第 2 欄に掲げる局の長をいう。

(知事の決裁事項)

第3条 知事の決裁事項は、別表第1から<u>別表第4</u> までの事務処理権限の区分の知事の欄に 印によ り定めるとおりとする。

(専決事項)

- 第4条 部長、課長及び総括補佐並びに地方機関の 長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事 務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定 めるとおりとする。ただし、部長の専決事項のう ち<u>局長</u>が処理することが適当である事項について は、それぞれ同表の該当する部長の専決事項を<u>局</u> 長の専決事項とみなす。
- 2 部長及び課長の個別の専決事項は、次項に定めるもののほか、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。
- 3 人権局、<u>市場開拓局</u>及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。
- 4 庶務集中局の事務に係る部長、局長、課長、総 括補佐及び課長補佐等(課長補佐及びこれに相当 する職にあるものをいう。以下同じ。)の個別専

及び高速道路推進室の長をいう。

- (13) 総括補佐 組織規則<u>第16条第5項</u>に規定する課長補佐(<u>同条第6項</u>の規定により課長補佐を2名以上置く場合にあっては、当該課の事務を総括する課長補佐)をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の吏員をいう。
- (14) <u>部長、</u>局長又は課長 それぞれ組織規則<u>第</u> 16条第1項の規定により置かれる<u>部等、</u>局又は 課の長をいう。

(知事の決裁事項)

第3条 知事の決裁事項は、別表第1から<u>別表第3</u> までの事務処理権限の区分の知事の欄に 印によ り定めるとおりとする。

(専決事項)

- 第4条 本庁の部長、課長及び総括補佐並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に即により定めるとおりとする。ただし、本庁の部長の専決事項のうち人権局長、庶務集中局長又は水産振興局長が処理することが適当である事項については、それぞれ同表の該当する本庁の部長の専決事項を人権局長、庶務集中局長又は水産振興局長の専決事項とみなす。
- 2 本庁の部長及び課長の個別の専決事項は、次項に定めるもののほか、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。
- 3 人権局、<u>庶務集中局</u>及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

決事項は、それぞれ、別表第4の事務処理権限の 区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりと する。

- <u>5</u> 第1項から前項までの規定にかかわらず、知事 は、別表第1から別表第4までに掲げる事項のう ち特に必要があると認める事項について、下位の 職員に専決させることができる。
- 長は、別表第1から別表第4までに掲げる事項(課 長に係るものに限る。) のうち特に必要があると 認める事項について、課内室長に専決させること ができる。
- とした場合は、速やかに内容を知事に報告するも のとする。
- ら別表第4までの事務処理権限の区分の専決権者 の欄に 印により定めるとおりとする。この場合 において、当該事項に係る専決権者は、これらの 表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。
- 9 第1項の規定にかかわらず、総合事務所長は、 同項の共通の専決事項のうち、別表第1の一5(一) (3) イに掲げる事項について、総合事務所内局長 に専決させることができる。
- 10 総合事務所長は、前項の規定により総合事務所 内局長に専決させることとしたときは、その内容 <u>を速やかに知事に報告するものとする。</u>

(専決事項が重複している場合の措置)

第5条 別表第1に掲げる専決事項と別表第2から 別表第4までに掲げる専決事項とが重複する場合 には、重複する限度において別表第2、別表第3 又は別表第4によるものとする。

(委任決裁事項)

- 第6条 知事は、別表第1から別表第4までの事務 処理権限の区分の委任決裁権者の欄に 印により 定めるところにより、その権限に属する事務の一 部を当該 印を付けた者に委任する。この場合に おいて、地方機関にあっては、当該事務に係る委 任決裁権者は、これらの表の地方機関の長の名称 の欄に掲げる者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別 表第1から別表第4までに掲げる事項(知事並び に部長、局長及び課長に係るものに限る。) のう ち特に必要があると認める事項について、正当決

- 4 <u>前3項</u>の規定にかかわらず、知事は、別表第1 から別表第3までに掲げる事項のうち特に必要が あると認める事項について、下位の職員に専決さ せることができる。
- 6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、課│5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、本 庁の課長は、別表第1から別表第3までに掲げる 事項(本庁の課長に係るものに限る。)のうち特 に必要があると認める事項について、課内室長に 専決させることができる。
- 7 前項の規定により課長が事務を専決させること 6 前項の規定により本庁の課長が事務を専決させ ることとした場合は、速やかに内容を知事に報告 するものとする。
- 8 地方機関の長の個別の専決事項は、別表第2か 7 地方機関の長の個別の専決事項は、別表第2及 び別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄 に 印により定めるとおりとする。この場合にお いて、当該事項に係る専決権者は、これらの表の 地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。

(専決事項が重複している場合の措置)

第5条 別表第1に掲げる専決事項と別表第2及び 別表第3に掲げる専決事項とが重複する場合には、 重複する限度において別表第2及び別表第3によ るものとする。

(委任決裁事項)

- 第6条 知事は、別表第1及び別表第2から別表第 3までの事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄 に 印により定めるところにより、その権限に属 する事務の一部を当該 印を付けた者に委任する。 この場合において、地方機関にあっては、当該事 務に係る委任決裁権者は、これらの表の地方機関 の長の名称の欄に掲げる者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別 表第1から別表第3までに掲げる事項(知事並び に本庁の部長、人権局長、庶務集中局長、水産振 <u>興局長</u>及び<u>本庁の</u>課長に係るものに限る。) のう

裁権者があらかじめ定める職員に正当決裁権者の一 名において決裁させることができる。

- 3 前項の規定により部長、<u>局長</u>及び課長が事務を │ 3 前項の規定により<u>本庁の</u>部長、<u>人権局長、庶務</u> 正当決裁権者の名において決裁させることとした ときは、その内容を速やかに知事に報告するもの とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、知事は、別表第1 に掲げる事項(公文書に関する事務に限る。)の うち特に軽易なものについては、正当決裁権者が あらかじめ定める職員に委任する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、工事検査に係る事 務は、別表第5の種類の欄に掲げる種類ごとに委 任決裁権限の区分の委任決裁権者の欄に 印によ り定める者の個別の委任決裁事項とする。

(委任決裁事項が重複している場合の措置)

第8条 別表第1に掲げる委任決裁事項と別表第2 から別表第4までに掲げる委任決裁事項とが重複 する場合には、重複する限度において別表第2、 別表第3又は別表第4によるものとする。

(代決)

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める 職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及 び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲 げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順 位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄 に掲げる筆り順位者が行うことができる

(C)(0)() (D)	と順位日かりプ		ა∘
本庁又は地	正当決裁権者	第1順位者	第2順位
方機関の別			者
略			
2 地方機	略		
関	(3) 総合事	総合事務所	副局長
	<u>務所長</u>	内局長	
	略		

2 及び3 略

(類推による専決)

第11条 別表第1から別表第5までに掲げられてい | 第11条 別表第1から別表第4までに掲げられてい ない事項については、当該事項の内容により専決 することが必要であり、かつ、適当であると認め られる場合には、これらの表に掲げられている事 項から類推して専決することができる。

ち特に必要があると認める事項について、正当決 裁権者があらかじめ定める職員に正当決裁権者の 名において決裁させることができる。

- 集中局長、水産振興局長及び本庁の課長が事務を 正当決裁権者の名において決裁させることとした ときは、その内容を速やかに知事に報告するもの とする。
- 4 前4項の規定にかかわらず、知事は、別表第1 に掲げる事項(公文書に関する事務に限る。)の うち特に軽易なものについては、正当決裁権者が あらかじめ定める職員に委任する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、工事検査に係る事 務は、別表第4の種類の欄に掲げる種類ごとに委 任決裁権限の区分の委任決裁権者の欄に 印によ り定める者の個別の委任決裁事項とする。

(委任決裁事項が重複している場合の措置)

第8条 別表第1に掲げる委任決裁事項と別表第2 及び別表第3に掲げる委任決裁事項とが重複する 場合には、重複する限度において別表第2及び別 表第3によるものとする。

(代決)

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める 吏員が行うことができるほか、次の表の第1欄及 び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲 げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順 位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄 に掲げる第2順位者が行うことができる。

,-,,	317 973		13132		.,,	<u> </u>	
本店	テ又は地	正当法	央裁権者	第1	順位者	第二	2順位
方榜	機関の別					者	
田	各						
2	地方機	略					
厚		(3)	局長を	局長	<u>:</u>	副局	長
		置く	(地方機				
		関0	<u>)長</u>				
		略					

2 及び3 略

(類推による専決)

ない事項については、当該事項の内容により専決 することが必要であり、かつ、適当であると認め られる場合には、これらの表に掲げられている事 項から類推して専決することができる。

別表第1 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関系) 共通事項ご係る事物理郵服

専		事		項			事	務	処理	星権	限の) X	分		
部長 課長 編左 関の長 部長 課長 議任 関の長 部本 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第						Ę	事 決	権	者		委	任決	裁権	重者	
神玄 即の長 神玄 即の長 神玄 即の長 神玄 即の長	種 類		内	容	矩事			総括	地方機						地方機
# 1						部長	課長	褦	関の長		部長	局長	課長		関の長
する事 5 適量 年積、通量 割離、強丸 原金 [回覧、報告、			4	略						ı					
回路 報告 (特別	する事	5													
(一) 対象の名式 にての理することが適当であるもの (1) 特に重要は もの (2) 重要なもの (3) 軽勢がもの イ 法令により 対策の名式 にてが認められる正型が選 (選案が選 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		0	答	報告 依頼											
が適当であるもの (1) 特に重要な もの (2) 重要なもの (3) 軽弱なもの イ 法令により 知事の記さあ いての理する ことがめから れる定型改選 (調整別型 ・ 報酬に及る。) ロ イルりのも の (1) 地が開閉の 長に委任された ・ 事務に係るもの イ 重要なもの ロ イの名におい ての理することが建することが発すであ まもの ハ 軽弱なもの イ をもの ハ 軽弱なもの 6~8 略 二 略 3 略 4 略		(-	—)	細の名は											
世の (2) 重要ともの (3) 特別なもの イ 法令により 知事の名にお いての理する ことが歩から れる定型文書 (海野物)型 特別等の支払 調画を入込用 車の維持会性 申請書に限 る。) ロ イ以外のも の (1) 地方機関の 長に変任された 事例に係るもの イ 重要ともの イ 重要ともの イ でのうち間 長の名におい てが理当ることが第当である そもの ハ 特別なもの 6 ~ 8 略 二 略 三 略 3 略 4 略			が延	当であるもの											
(3) 科別などの イ 法令におり 対策の名において処理する ことが眺められる定型文法 調整反文法 調整反文法 調整反文法 調整反文法 調整 (ŧ	3D											
知事の名にお いての理論で ことが移から れる定型文書 (別所別の 国際別の 国際別の 国の (一) 以外のも の (一) 以外のも の (一) (一)以外のも の (一) (一)以外の 事務は係るもの イ 重要なもの イ 重要なもの イ 重要なもの イ 重要なもの イ を発において でが書当てある るもの ハ を別なもの 6~8 略 二 略 二 略 二 略 3 略 4 略			(3)	軽なもの											
ことがすから 1 れる定型文庫 (源度型原 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				細の名は											
(源類地票 報酬等の支払 調画及び公用 車の維持検査 申請書に限 の (二) (一)以外のも の (1) 地戸開駅の 根で名にあるもの (2) (1)以外の 再別にあるもの イ 重要なもの ロ イのうち局 根の名におい で放理するこ とが範当であるもの 八 転割なもの 6~8 略 二 略 三 路 3 路 4 路				ことが求めら											
調査及び公用 車の総制検査 申請書に限 る。) ロ イリがらも の (1) 地方機関の 根本をもの (2) (1) ゆかの 事別に係るもの イ 重要なもの ロ イのうち局 根の召におい でが撃するこ とが強当であるもの ハ 転場がまの 6 ~ 8 略 二 略 三 解 3 略 4 略															
申請書に限 る。) ロ イ以外のも の (二) (一)以外のも の (1) 地が開かり 侵に委任された 事務に係るもの (2) (1)以外の 事務に係るもの ロ 4のうち局 長の名はおい て処理するこ とが適当であ るもの ハ 軽易なもの 6 - 8 略 二 略 3 略 4 略															
る。) 1 イ以外のものの (二) (一)以外のものの (1) 地方機関の 包ご委任された 事務に係るもの (2) (1)以外の 事務に係るもの イ 重要なもの ロ イのうち同 長の名においての理することが適当であるもの ハ 軽弱なもの 6-8 略															
の (二) (一)以外のも の (1) 地方規則の 関定委任された 事務に係るもの (2) (1)以外の 事務に活るもの イ 重要なもの ロ イのうち局 長の名におい て処理するこ とが適当であ るもの ハ 軽易なもの 1 略 三 略 3 略 4 略				న 。)											
の (1) 地方機関の 根 (2) (1) 以外の 事例(1系をもの (2) (1) 以外の 事例(1系をもの イ 重要なもの ロ イのうち局 長の名におい て処理することが適当であ るもの ハ 軽易なもの 1 略 2 略 3 略 4 略		(-		の											
根域			の												
(2) (1)以外の 事気はあまめ イ 重要なもの ロ イのうち局 長の召はおい て切理することが適当であ るもの ハ 軽弱なもの 6~8 略 二 略 三 組織 及び入事部理 に関する事務 4 略 5 略			-	に委任された											
イ 重要なもの ロ イのうち局 長の名におい て処理するこ とが適当であ るもの ハ 軽易なもの			(2)	(1)以例											
長の名において切埋することが適当であったの ハ 軽易なもの ハ 軽易なもの ト 軽			1	重要はの											
とが適当であるもの ハ 軽弱なもの 6~8 略 三 略 三 終 三 経職 1 略 及び人 事節理 に関する 多事務 2 略 3 略 4 略				長の名におい											
八 軽弱なもの 6~8 略 三 組織 1 略 季節理 に関する事務 2 略 3 略 4 略				とが適当であ											
 無 無 及び人事節理 (ご関する事所) 2 略 3 略 4 略 			,												
三 組織 1 略 及び 事節理 に関する事務 2 略 3 略 4 略		6 ~	8	略											
及び人 事節理 (工期する事務) 2 略 3 略 4 略	二略														
事節理 に関す 3 略 4 略 5 略			略												
2 略 3 略 4 略	事管理														
3 略 4 略 5 略		i													
3 略 4 略 5 略															
<u>4</u> 略 <u>5</u> 略		2	略												
<u>5</u> 略		3	略												
<u>5</u> 略															
		4	略												
		5	略												
, 															

別表第1 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関系) 共通事項ご係る事務処理翻収

		事	項	事務処理権限の区分										
					Ę	事 決	・権	者		委	任決	裁栺	重者	
種	類	内	容	畑			総括	地方機					総括	地方機
					部長	譕	補佐	関の長	融事	部長	晨	課長	補佐	関の長
		1 ~ 4	略											
	は関	5 通	宝 申請 進宝											
務	i		 無 機											
			以ば似 対事の名にお											
		LT	て処理すること 劉当であるもの											
		(1	り特に重要な											
		(2	きの) 重要なもの											
) 軽易なもの イ 法令により											
			知事の名において処理する											
			ことが求めら											
			れる定型文書 (報酬等の支											
			払調整なび公											
			用車の継続検査申請書に限											
			డ .)											
		[コ イ炒めも の											
		(二) の	(一)以例											
		(1)地方機関の											
			影に委任された 野務に係るもの											
) (1)以外の 豚に係るも の											
		-	1 重要なもの											
		[コ イのうち局 長の名におい											
			て処理するこ											
			とが適当であ るもの											
			(軽易なもの											
		6 ~ 8	略											
=	略													
三 : 及	組織び人	1 略							ı					
事	管理		動が限(心身											
	期 事務	除く。) 又ば懲戒に											
		係る	盼											
		3 略												
		4 略		I										
			断務の締結											
		6 略		ı					l					
			動物業別に 連ずる職員に											
		係る	野奶うち次に											
			るもの 専従林暇の承											
		認												
		可	職务复制の許											
		(三) 消l	専選体限の取 2											
		8 略		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		1	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		
		9 略												
														,

		<u> </u>
	7_ 略	10 略
	<u>8</u> 略	11 略
	9_ 略	12 略
	<u>10</u> 略	13 略
	11. 略	14 略
	12 略	<u>15</u> 略
	13 略	
	14 略	17 略
		18 所庸職員の児童手 当の受給資格及びそ の務の認定。ただし、 本庁(自治所修所、 衛生遺兼形所、消 費生活センター、産 業域がセンター及び 農業大学校配除(。) に所属する職員に係 るものを除く。
	15 略	
	16 略	20 略
四~六	略	四~六 略
	力 1 略	七 補助 1 略
金別会制を関する	2 会計に関する事務	金及び 会計に 2 会計に関する事務 関する (一) 地方機関で令
事務	達された子勢の森人行子の他も分開間における会計に関する事務(二)本方針を会計に関する事務に対ける場所であり、 女地方の第1600条の2第2号の事務が被重する行う支出の自治が経過する行う支出の形式のの (イ) 部環が 別に改める もの (ロ) (イ) の (イ) 部環が 別にのの 万円み上のもの (ロ) (イ) 以外のもの ロ 1件名(のの 万円み上のの 万円 (セ) の (2) 支出部60条の 2第2号の育む支出 (地方160条の 2第2号の育む支出 (14) (14) (14) (15) (15) (15) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16	事務

らに類する ものの歳入					
金の調定					ĺ
(ロ) (イ)以					Ì
外のもの					Ì
a 1 件 500万円					Ì
以上の歳					Ì
入金の調					Ì
定					
(a) 部 長が別					
に定め					
るもの					
(b)					
(a)以 外の歳					
入金の					
調定					
b 1 件					
500万円 未満の歳					
入金の調					
定					
(4) 寄付金品の					
受納 (5) 物品の貸付					
け又は普受け					
イ 更新に係る					
もの					
ロ イ以かのも の					
(6) 物品の保管					Ì
換之					Ì
(7) 廃棄するこ	-				
<u>とが適当な物品</u> の不用の決定及					
び処分					
(8) 戻入金の調					
定及び競入戻出金の支出命令					
金の交流で (9) 歳入歳出外					
現金及び有価証					
券の出納の通知					
(10) 債権の管理 に関する必要な					
は第96元をは 措置の決定					
(11) 差し押さえ					
られた金銭の供					
託					
3 略			_	 	
1					1

別表第2 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第1条関系)

個事具に係る事処理解

所	事	項			事	務	処理権	限の	区分	}	
属	種 類	+	rin .	#rets	専	決	権者	73	纸形	裁緒	地方機関の 長 の 名 称
名	性 親	内	容	知事	部長	課長	地方機関の長		課長	地方機関 の長	
防災	五 略										
1 7	置法(平成 7年結構 111号)に	項の規定に 震防災緊急 箇年計画の 2 同法第2	よる地 事業5 (献 条第2 よ事業5 が(成市町)								
		3 同法第2項の規定に震防災緊急 質年計画の 大臣への協	よる地 事業 5 作成に 閣総理								

別表第2 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条5系)

個別事員に係る事務処理解

_		事	項			事	務	処理権	征 阳	見の	区分	}	
所属 名	1#	**	ф	ಮ	hrista .		決	権者	Í	委	紐決	裁豬	地方機関の 長 の 名 和
Д	俚	類	内	容	縳		課長	地方機の長	関	部長	課長	地方機関 の長	
方災	-~ <u>∓</u>	略			•		•	•	•				
色機													
管里果													
•													

らに類する ものの親入 金の調定 (ロ) (イ)以 外のもの a 1 件			
500万円 以上の歳 入金の銅 定 (a) 部 長が別			
に定め るもの (b) (a)以 外の歳 入金の			
調定 b 1 件 500万円 未満0歳 入金の調 定			
(4) 寄付金品の 受納 (5) 物品の貸付 け又は普受サ イ 更新ご系る			
もの ロイ以外のも の (6) 物品の保管 換え			
(7) 戾入金の綱 定及び穢入民出 金の支出命令			
(8) 歳入歳出か 現金及び有価証券の出終の簡単 (9) (関係の簡単 に関する必要な 措置の決定			
(10) 差し押さえ られた金鉱が供 託			
八~十 略			

肖一 消洗網 防 法(昭成 果 年法律第 226号)に 基づく知	する事項について の	消一 , 消防組織 1 同 <u>法第20条の 2</u> 防 法 WEPRD2 の規定による消防 課 年 法律第 に関する事項につ 226号に基 いての進告 づく知事の
	2 同法第38条の規 定による消費がに関 する事項について の指導及び助信	福限に属す 2 同志 <u>等20条の2</u> の規定による評的 に関する事項につ いての指導及び助 言
	3 同法第42条第2 - 重の規定による非 常事態の場合にお ける災害のが餌の 措置に関する協定	3 同法第24条第2 項の規定による非 常事態の場合にお ける <u>災害砂線</u> の措 置に関する協定
	4 同法解43条の規 定による非常事態 の場合における災 室の防御の措置に 関する指示	4 同法 <u>第24条の2</u> の規定による非常 事態の場合におけ る <u>災事対薬</u> の措置 に関する指示
	5 同法等44条の規 定による非常事態 の場合における応 援士動等の措置に 関する指示	5 同法 <u>第24条の3</u> の規定による非常 事態の場合におけ る応援出動等の措 置に関する指示
~ <u></u> + <u>=</u>	略	二~二十三 略
※一~八 略		総一~八略
果九 略		課九略
野昭田 (銀元) (金田) (金田) (金田) (金田) (金田) (金田) (金田) (金田	公募の告示	
十一 略		土略
女一 略		政一 略 策
法二行政营业 第一法(昭和26		法二 河建士 1 略 - 務 法(平FICS
室 年法書第4 号)に基立 く知事の権 限に属する 事務	の9第2項の規定	室 年
	3 同志第13条の21 第7項の規定によ る裁判所への意見 陳本	
	4 同法部4条の規定による行政書士が法律に違反した場合等における戒告、業務の停止又は業務の禁止	3 同志第14条第1 1項の規定による行政書上がお押に違 反した場合等における戒法、業務の 停止又は業務の禁
	5 略	<u>4</u> 略
	<u>6</u> 略	5 略
	7 同法第14条の2 第3項の規定によ る行政書士法人の 他の事務所の所在 地を簡諧する知事 への厳ロ	

	8 同法第14条の4 第1項の規定によ る日本行政書士連 合会への適知				
	9 略			<u>6</u> 略	
	10 略			7 略	
略		Bi	各	1	
		教育・学術に	法(昭和2 年法律第26 号)に基づ く知事の権	対学校の設置及び 原止、設置者の変 更等の認可	
		振興課	限に属する	2 同去第10条の規 定による私立学校 の校長を決定した 旨の届出の受理	
				3 同法第13条の規 定による私立学校 の開発の命令	
				4 同法等2条の8 第1項の規定による私立の等等学校 の設置及び廃止位 び設置及び廃止位 び設置者の変更 及び目的の変更の 認可	
				5 同法第2条の8 の規定による私立 の専修学校の名 称 位置又は学則 の変更等の届出の 受理	
				6 同法郷2条の11 第1項において準 用する同法郷10条 の規定による私立 の専修学校の校長 を決定した旨の届 出の翌里	
				7 同法第22条の11 第11項において準 用する同法第13条 の規定による私立 の専修学校の開始 の命令	
				8 同法等3条第2 項において準用する同法第4条第1 項の規定による私 立の各種学校の設 置及び廃止設置者 の変更等の認可	
				9 同法第33条第2 項において準用す る同法第10条の規 定による私立の各 種学校の校長を決 定した旨の届出の 受理	
				10 同法第83条第2 項において準用する同法第13条の規定による私立の各種学校の閉鎖の命令	
				11 同法等84条の規定による私立の専修学技会置又は各種学技会置の認可申請の推告及び教育の例上命令	
			二 私立学校	1 同去第6条の規	

	法(昭和4 年法律第 270号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	に対する教育の調 査、統計その他に 関し必要な報告書			
		2 同古第11条の規定による私立学校審議会の委員の候補者の推薦につり、 すの私立学校の対立学校のといる。 での私立学校の決議展現を図ることを目的とする団体に対する要求			
		3 同去第17条の規 定による私立学校 審議会の議事の手 続その他その運営 に関し必要な事項 の承認			
		4 同法第26条第2 項(同法第34条第 5項において準用 する場合を含む。) の規定による学校 法人が行う収益を 目的とする事業の 種類の決定			
		5 同去第31条第1 項(同去第64条第 5項において準用 する場合を含む。) の規定による学校 法人の寄附行為の 認可			
		6 同法第2条第1 項(同法第4条第 5項において準用 する場合を含む。) の規定による学校 法人を設立しよう とする者が死亡し た場合における学 校法人の設立の認 可申請事項の設定			
		7 同去第45条第1項(同去第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の割削行為の変更の認可			
		8 同法第49条(同 法第4条第5項に おいて準用する場 合を含む)におい て準用する民おり で第1項を記して で第2項を が多くと が多くと が必ず がでする。 のの理事と は がでする。 のの理事と は がでする。 のの理事と は がでする。 のの理事と は が のの理事と のの のの理事と のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの			
		9 同去第50条第2 項(同去第54条第 5項において準用 する場合を含む。) の規定による学校 法人の解散の認可 又は認定			
		10 同去第50条第4 項(同去第54条第 5項において準用 する場合を含む。) の規定による学校 法人の解散の届出 の受理			
		11 同去第52条第2 項(同去第64条第			

	5 項において準用 する場合を含む。) の規定による学校 法人の合併の認可
	12 同法第3条(同 法第4条第5項に おいて準用する場 合を含む)におい で準用する民法第 77条第4項の規定 による清算中に就 職した清算人の氏 名等の届出の受理
	13 同法第8条(同 法第4条第5項に おいて準用する場 合を含む)におい で準用する民法第 83条の規定による 清算人の清算結了 の届出の受理
	14 同法第34条第1 項(同法第34条第5項において準用する場合を含む。) の規定による学校法人が下う収益を目的とする事業の 傳止命令
	15 同法第2条第1 項(同法第4条第 5項において準用 する場合を含む。) の規定による学校 法人の解謝命令
	16 同去第4条第1 「頂において準用する同去第6条の規定による私立専修 学校又は私立各種学校に対する教育の調査、統計その他に関レ必要な報告書の提出の要求
	17 同法第34条第6 耳頂の規定による学 校法人の経路変更 の認可
	三 私立学校 1 同去第12条第 1 振興が成去 号の規定による学 (昭新10年 校法人の業務又は 法律第61 会計の状況に関す 号)に基づ る報告の徴以等
	限に属する 2 同法第14条第2 事務 項の規定による学校法人の財務計算に関する書類及び収支予算書の届出の労理
	3 同去第14条第3 項の規定による監 査報告書に記載す る事真の指定及び 監査報告書の添付 を要しない場合の 許可
	四 教育職員 1 同志第14条の規 免許去(昭 定による授与権者 和24年法律 第147号) に基づく知 事)が都限こ 属する事務
管一~五略	管一~五 略

の都限に属する事務 計約 部ををのにが エコー 計末 未る (**)	が、	に係る妖事の特別に属する事務		
	で同じ。) の工事に 係るもの (ロ) (イ)以 外のもの		(「豊円工る」。 野工本も、豊富含識のにも。外の(東総事所び頭合務の管域係もり中総事所所区にでは、 がの係・繕係庁び棟事る、以も、部合務及八総事所所区にるの、部合務の管域係	— <u>東部総合事務</u> 所長 — <u>中部総合事務</u>

a 東部 総合事 務所及 び八事 務所の 所管区 域に係 るもの	<u>東部総合事務</u> 所長	るの(四 西総事所び野合務の管域係も	— 西部総合事務 所長
上 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一 中部総合事務 所長 一 西部総合事務 所長	ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が2.000 万円以上 のエキの (ロ) 工事に 係るもの (ロ) 万円未満 のエラに 係るもの a 営に のる本方の はに のる本方の なる本方の を本方で	
工事に 係の b aの b のの (東) 部 合務 所 び 頭 倉 野 所 及 八 (総 事) に 資 合 2 を)	東部総合事務所長	議会工係のにもの以もののにもの以もののののののののののののののののののののののでは、またのののののでは、またののののでは、またののでは、またのでは、までは、またのでは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、ま	東部総合事務所長
務の管域係ものの管域係ものの管域係もののではのである。	中部後 全事 務 所長	務の管域係も()中総事所所区にるの)部合務の管域係もののの一部合務の管域係もの。	中部総合事務所長

(A)

a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区		西総事所び野 金務の管域係も	所長
域に係 るもの <u>b</u> 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの C 西部	一 <u>中部総合事務</u> 所長		
総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に多もの 日 設権工事 に係るもの (イ) 工事 費がも、以上 の工事に 係るも工事 費かも、以上 の工事を力 の工者を力 の工者 の工者を力 の工者 の工者 の工者 の工者 の工者 の工者 の工者 の工者	所長	ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が2.00人 万円・取の 万円・取の 万円・取の 万円・事 費が2.水満 の工ま・の (ロ) が2.水満 の工ま・の は関いま・の にある もの	
b a以 外のも の (a) 東部 総合 事務 所及 び八 頭総	東部総合事務所長	b a以 外のも の (a) 部 会務 所び 頭総	東部公事物所長
合務の管域係もの)部合務の管域係もの)部合務の管域係もの	中部総合事務所長	合務の管域係もの 部所区にるの 部合務の管域ほ もの 部合務の管域ほ	中部総合 野 務 所長
に係 るも の (c) 西部 総合	西部紀合事務所長	に係 るの (c) 西 総合	西線給事務所長

を

<u>a</u> 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事	東部総合事務 所長	野総 合務所 の所 <u>管域に</u> <u>係もの</u>	
務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 びし びし びし と びし と と と と と と と と と と と と と			
整所の 所管区 域に係 <u>るもの</u> 口 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が6.000 万円以上 の工事に 係るもの (ロ) 工事 費が6.000 万円未満 の工事に 係るもの		ロ 設備工事 に活るもの (イ) 工事 費が2,000 万円以上 の工事に 係るもの (ロ) 工事 費が2,000 万円未満 の工事に 係るもの	
a 賞に (((((((((((((東部総合事務所長	a 費に本 で本 を を を を を を の に ものの のの のの のの のの ののの ののの の	東部総合事務所長
び頭合務の管域係の)部合務の管域係の)部合務の管域係の)部合務の管域	中部総合事務所長	び頭合務の管域係もり中総事所所区にるの善部合務の管域係の一部合務の管域	中部総合事務所長
にるの (c) 部合務及 び野給事	西部総合事務 所長	にるの (c) 西総事所 び野合 部合務及日総事	西部総合 事 務 所長

務所所管域にる。 3の2 講真に締結結正は対象の方法には対象の方法には対象の方法には対象の方法には対象の方法には対象の方法には対象の方法には対象の方法には対象の方法には対象の方法には対象の方法には対象のでは、自由の方式を使います。 (一) 論解の工事を関する。 (一) 論解の工事を対象を使います。 (一) 論解の工事を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	東部合	事務所及び 八頭総合事 務所の所管 区域に係る もの ロ 中部総合 事務所の所 管区域に係 るもの		所長 中部監 所長	所長 中部総合 所長 西部総合	中部総合事務 所長 西部総合事務	所長 中部総合事務 所長 西部総合事務
未満の工事に係るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の		未満の工事に係る るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 工事費が 1億円以上 の工事に係 るもの ロ 工事費が 1億未満の 工事に係る		東部 所長			

	(イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域の (口) 中部
西部総合事務 所長 東部院 中部長 中部長 西部総合事務 中部長	
(2) にイ 設 (2) に介 (2) に介 (3) に (2) に (3) に (3) に (4) に	域に係るもの。 b 総合 中部 事務所で区係。 るもの
東部院合 中部長 西部院合	— <u>中部総合 所長</u> — <u>西部総合 所長</u> — <u>西部総合 所長</u>

額のの(二)と額以の下係、対別の工の対分の工のに含に、外の下降、対別の下条、対別である。例のでは、対別の下条、対別である。例のでは、対別の下条、対別では、対別の下条、対別では、対別では、対別では、対別では、対別では、対別では、対別では、対別では		東所長 中部 医二甲烷 西斯長	翻がする。 (三)と額がの万末る、対の円係のが別のエのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのの(三)と額がのののののののののののののののののののののののののののののののののののの		東部隊合事務所長中所長
登議工事監告 (一) とないの (二) とないの (二) とないの (三)		東部総合事務	6 営績工事監督の委託の次記を受託の次記を受託の次記を受託の次記を受託の次記を受託のが分の対象を登記を受託のがからない。 とないのがのでは、対してのでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して		東部総合事務

総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の域に 係るもの (バ) 西部 総合事務 所の域に係 るもの (バ) 西部 総合事務 所反域に 係るもの (バ) 西部 総合事務 所及び申 野総合事 務所の ア 略	所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長	総合事務 所及び八 頭総合事 務所及び事 務所区域に 係るもの (ロ)中事務 所の収定 係るもの (バ)中事務 所の収定 るもの (バ)の事 の事務 所及び中 野総合 所所 管区域に 係るもの (バ)の事 の所 管区域に 係るもの	中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
8 営績工事に係る 一般競争入札又は 指名競争入札の執 行 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係る本の イ 営籍庁舎 等の工事に 係る本の ロ イ以外の もの		8 営施工事に係る 一般競争入札又は 指名競争入札の執 行 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営籍費に 係る本庁舎 及び議会棟 の工事に係 るもの ロ イ以外の もの (イ) 請負 対象設計 金額が1 億円以上 の工事に	
(イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に に係るも の	東部総合事務所長	係るもの (口) 請負 対象設計 金額が1 億円未満 の工事に 係るもの で東部総 合事務所 及び八頭 総合事務 所の所管 区域に係	東限公事務所長
(口) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの	中部総合事務所長	るもの (ハ) 請負 対象設計 金額が1 億円未満 の工事に 係るもの で中部総 合事務所 の所管区 域に係る	中心総合事務所長
(八) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの	西部総合事務所長	もの (二) 請負 対象設計 金額が1 億円未満 の工事に 係るもの で西部総 合事務所 及び日野 総合事務 所の所管 区域に係 るもの	西部総合事務所長

	イ 設成のでは、		東部総合事務 中部総合事務 西部総合事務		イ 3.2. 上係 3.2 機にの かまに 結る及機にの かまい 2.1 の係の 1 2.2 を 3.2 を 4.3 を 5.3 を 5.4		東部総合事務 中部総合事務 所長 西部総合事務
七 営富二事に伝統会員は、	規定による契約書の/f雨域 (一) 建築工事に係るもの (1) 営繕費に係る本庁舎等		東部総合事務所長中部総合事務所長四部総合事務		9 略 1 同規則第5条第 11項以よるシース (1) を (1)		東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務

語信金額が2 億円未満の工事で係るもの イ東部総合 事務所及び事務所成に係る もの ロ 特別の所係 もの ロ 特別の所係 るもの エカ語のの所係 るもの エカ語のの所係 るもの 1 野務所の所係 るもの 1 野務所の所係 るもの (工) 設権工事に 係るもの (1) 設権工事に 係るもの (1) 高本庁と係る もの (2) 請金額 設額 (2) ま金額 (2) は一般の (2)	東部総 所長 中部総 所長	事務所及び 八頭総合事 務所の所管 区域に係る もの ロ 中部総合 事務所の所 管区域に係 るもの	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務
6,000万円以上 の工事に係る もの イ 東部総合 事務所及び 八頭総合事 務所の所管 区域に係る	東部総所長	事務所及び 八頭総合事 務所の所管 区域に係る	東部総合事務所長
もの ロ 中部総合 事務所の所 管区域に係 るもの 八 西部総合	中部総所長四部総合の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	事務所の所 管区域に係 るもの 八 西部総合	中部総合事務 所長 西部総合事務
事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの (3) 請負対象 設計金額が 6,000万円未満 の工事に係る	所長	事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの (3) 請負対象 設計金額が 2,000万円未満 の工事に係る	FINE.
もの イ 東部総合 事務所及び 八頭総合事 務所の所管 区域に係る	東強能所長	事務所及び 八頭総合事 務所の所管 区域に係る	東部総合事務所長
もの ロ 中部総合 事務所の所 管区域に係 るもの 八 西部総合	中部総所長	事務所の所 管区域に係 るもの	中部総合事務所長四部総合事務
事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの	File.	事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの	file.
2 同規則第14条第 1項同規則第20条 及び第23条におい で準用する3場合を 含む、)の規定こよ る予定価格が大定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営籍費に 係る本庁舎 等の工事に		2 同時則第4条第 1項(同規則第20条 及び第23条におい で準用する場合と 含む。の規定日と る予可価格の決定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 1億円以上	

管区域に 係るもの (2) 設権工事 に係るもの イ 請負額所以 上の工事に 係るもの ロ 請負対額が 6,000万里に 係るもの ロ 請負対額が 6,000万里に 係るもの (イ) 質に含まして で、一部では、 で、一部では、 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの	(五) 東部 総合取り 総合取り 頭総合取り 頭という 頭という 一面を をもの (口) 事務 所の所管 区域に るもの (ハ) 西部 総合取り 一面部 総合取り 一面部 総合取り 一面部 との の所で のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの
東部総合事務所長	— <u>東部総合事務</u> 所長 — <u>中部総合事務</u> 所形
(2) 設備工事に係るものイ 請負対象 設計会額が2,000万円事に係るものロ 請負対額が2,000万円事に係るもの	の工事の は
東部総合事務所長	一

るもの 3 同期関係によるによる。	域るb総務所域る 総務び総務所域る 総務所域る 総務所域る 総務び総務所域よ
東部総合事務所長	中部総合事務所長 西部総合事務所長
るもの 同	域る と はにも中合所管にも西合所口合所管にも を の部事の区係の部事及野事の区係の
_	
RESEARCE PROFILE PROF	中部総合事務所長 西部総合事務所長

区域に係るセの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事所 管区域に 係るセの (2) 設備工事 に係るセの イ 請負対象 設計金額が 6.0007円以 上の工事に 係るモの ロ 請負対象 設計金額が 6.0007円事に 係るモの ロ 請し会額が 6.0007円事に 係るモの ロ によりました。 にのるもの ののでは にのるもの ののでは にのるもの ののでは にのるもの ののでは にのるもの ののでは にのるもの ののでは にのるもの ののでは にのるもの ののでは にのるもの ののでは にのるもの ののでは にのるもの ののでは にのるもの ののでは にのるもの ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは のの	所長	(2) 19様工事 に係るもの イ 請負対象 19時金額が 2,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 18時全額が 2,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営籍	
費本でする。 で行すましている。 はおいている。 はおいている。 はおいている。 はおいている。 はおいている。 はおいている。 はおいている。 はおいでは、 のがでしたのでは、 のがでしたのでは、 のがでは、 のがでしたのでは、 のがでは、 のがでしたのでは、 のが	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務	費本で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務
4 同規則9条第 1項効規定以上の 1項効規定以上の 計量対象設計会額が2億円以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設計会額が2億円以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設計会額が2億円以上の工事に係 るもの (1) 建築工事に係 るもの (1) 建築工事に係るの工事 「係るの工事」 「係るの工事」 「係るの工事」 「係るの工事」 「係るの工事」 「係るの工事」 「係るの工事が 「の)、事務 「所及と合う」 「の)、事務 「所及と合う」 「の)、事務 「所及はこれの 「の)、事務 「の」に 「の」、事務 「の」に 「の」、する。 「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、する。「の」、「の」、「の」、「の」、「の」、「の」、「の」、「の」、「の」、「の」、	東部総合事務所長	るもの 4 同期開第19条第 11項の規定による 入札参加管の指名 (一) 請負対象設 計金額が1億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が1億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの (1) 建築工事 に係る本庁会権 の工事に係 るもの ロイ以外の もの ロイ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及びハ 頭総合事務 所及びハ 頭総合事の (ロ) 中部 総合もの (ロ) 中部 に係るもの	東部隊給事務所長

(八)総所野務区の東海が以に、教が末に、語る等にの、付も、部事及野務区の域を担負金の正事の対額にあり、教が末に、語ののなるが、関本の係の、は、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	西服 全事務 中部長 中部長 本部長	(ハ) 合及総所区域も中国 (ス)	東帝 所長 東帝 所長 中部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長
5 同規則第21条第 1項の規定による 見積書の規定出者の 決定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象総円 未満の工事に係 るもの (1) 営本計会の (1) 営本計会の (1) 営本計会の (1) 営本計会の (2) (1) 以外のもの東京所及合事の アッチのでは、アッチのというでは、アッチの対象が、アッチのは、アッチの対象がでは、アッチののでは、アッチのでは、アッチのでは、アッチののでは、アッチののでは、アッチののでは、アッチのでは、アッチののでは、アッチののでは、アッチのでは、アッチのでは、アッチののでは、アッチのでは、アッチのでは、アッチのでは、アッチのでは、アッチのでは、アッチのでは、アッチのでは、アッチのでは、ア	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務	5 同規則第21条第 1項の規定による 見種画の提出者の 決定 (一) 論負対象設 計金額が1億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が1億円 以上 2億円未満 の工事に係るも の (三) 請負対象設 計金額が1億円 未満の工事に係 るもの (1) 営経費の工 事に係る本庁の (1) 営経費の工 事に係るを立 (2) (1)以外 のもの イ 東部総 公 事務所なび ハ理総 の ロ 中部総合 事務所のに係る もの い 西部総合	東部総合事務所長中部総合事務所長西部総合事務

事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの	所長	事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの	所侵
6 同規則第22条の 規定による請負契 約の相手方の決定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの		6 同規則第22条の 規定による請負契 約の相手方の決定 (一) 請負対療設 計全額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対療設 計金額が1億円 以上2億円未満 の工事に係るも	
(二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 営鋳費に 係る本庁舎等 の工事に係る もの (2) (1)以外 のもの		の(三) 請負対象設 計金額が1億円 未満の工事に係 るもの (1) 営善費に 係る本庁舎及 び議会様の工 事に係るもの (2) (1)以外 のもの	
イ 東部総合 事務所及び 八野総合事 務所の所管 区域に係る もの	東部総合事務所長	イ 東部総合 事務所及び 八野総合事 務所の所管 区域に係る もの	東部総合事務所長
日 中部総合 事務所の所 管区域に係 るもの 八 西部総合 事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの	中部総合事務所長 西部総合事務所長	日 中部総合 事務所の所 管区域に係 るもの 八 西部総合 事務所及び 日野総合事 務所の所管 区域に係る もの	中部総合事務所長 西部総合事務所長
7 略		7 略	
8 同規則第28条の 規定による下請負 者等に関する報告 の要求 (一) 営善費に係 る本庁舎等の工 事に係るもの (二) (一)以外の もの (1) 東部総合 事務所反びハ 顕総合事務所 に係るもの (2) 中部総合 事務所に係る もの (3) 西部総合	東部総合事務所長中部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務	8 同規則第28条の 規定による下請負 者等に関する報告 の要求 (一) 営結費に係 る本庁舎及び議 金煉の工事に係 るもの (二) (一)以外の もの (1) 東部総合 事務所及び八 顕総合事務所 に係るもの (2) 中部総合 事務所に係る もの (3) 西部総合	東部総合事務所長中部総合事務所長西部総合事務
事務所及び日野総合事務所に活系るもの	所長	事務所及び日 野総合事務所 に係るもの	所長
9 略		9 略	
10 同球原(第30条第 11項の規定による 工事の胚盤命令 (一) 営着費に係 る本庁舎等の工 事ご系るもの (二) (一)以外の		10 同規則第20条第 11項の規定による 工事の基督命 (一) 営護費に係 る本庁舎及び議 金乗の工事に係 るもの (二) (一)以外の	
もの (1) 東部総合 事務所及びハ 顕総合事務所 に係るもの (2) 中部総合 事務所に係る もの	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長	もの (1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 に係るもの (2) 中部総合 事務所に係る もの	東部総合事務 所長 中部総合事務 所長

	(3) 西部総合 事務所及び日	西総合事務 所長	(3) 西事務所	汲び日	西聯合事務 所長
11	野総合事務所 に係るもの 同規則第33条第		野総合 に係る・ - - 11 同規則第	ŧø	
月 規	項及び第2項の 定による措置の 球		1項及び第 規定による 要求	至2項の	
(-			(一) 請負 計金額が 以上のエ	(1億円	
(=	るもの 二) 請負対象設 計金額が <u>2億円</u>		るもの (二) 請負 計金額が		
	未満の工事に係 るもの (1) 建築工事		未満の工 るもの (1) 建	築工事	
	に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎			繕費に 本庁舎	
	<u>等</u> の工事に 係るもの ロ イ以外の		のI るもな	議会棟 事に係 の i以外の	
	もの (イ) 東部 総合事務	東部総合事務 所長	もの (イ)		東部 (金字) 所長
	所及び八 頭総合事 務所の所		所。	及び八 総合事 所の所	
	管区域に 係るもの (ロ) 中部	中部総合事務	係(口)	区域に るもの 中部	中部総合事務
	総合事務 所の所管 区域に係	所長	所区	合事務の所管域に係	所長
	る も の (八) 西部 総合事務 所及び日	西縣合事務所長	(八) 総	もの 西部 合事務 及び日	西路合事務所長
	野総合事 務所の所 管区域に		野: 務	総合事 所の所 区域に	
	係るもの (2) 設備工事 に係るもの		係 (2) 設 に系る・		
	イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以		設計 2,000	順対象 金額が 0万円以	
	上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が		係る- ロ 請		
	6,000万円未 満の工事に 係るもの		2,000	<u>0万円</u> 末 工事に	
	(イ) 営繕 費に係る <u>本庁舎等</u>		費 <u>本</u>	営繕 に係る 庁舎及	
	の工事に 係るもの		の 係	議会棟 工事に るもの	
	(口) (イ) 以外のも の a 東部	東部 総合事務	以の	(イ) 外のも 東部	東部 総合事務
	総合事 務所及 び八頭	所長	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	総合事 務所及 び八頭	所長
	総合事 務所の 所管区		Īš F	総合事 務所の 所管区	
	域に係 るもの b 中部 総合事	中部総合事務所長	b	域に係 るもの 中部 総合事	中部総合事務所長
	総言事 務所の 所管区 域に係	mix	Ā F	総言事 務所の 所管区 域に係	піх
	るもの c 西部 総合事	西総合事務所長	C	るもの 西部 総合事	西路台事務所長
	務所及 び日野 総合事			務所及 び日野 総合事	
	務所の			務所の	

		域に係るもの 一中部総合事務 所長
		中部総合事務所の所管区域に係るもの 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
		及び旦野総合事務所の所管区域に係
a		<u>න</u> ප් ග
所及 び頭 含務の 管域係る しり 中総 事所所 区にる もり 中総 事所所 区に が の 質域 の で し が の で し が の で し が の で り の で り の で り の し の で り の し の し の し の し の し の り の り の の の の の	<u>中部総合事務</u> 所長	
区域 に係 <u>るも</u> の (c) 西部		

## 25	
-------	--

工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の丁事に係るもの (二) 請負対象設計金額の工事に係るもの (1) 工事以上の工事との 工事以上の工事との (2) 工事未満の工事との (2) 工事未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの イ 建築工事に係るもの イ 連発工事に係るもの イ 対した含葉を含むして、 (ロ) 以外のもの	13 略 14 同規則第39条第 4項の規定による	域 に 係 る も の ロ 請負代金 の姿更	西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区は
	1		所長
工事の内容の実現の内容の実施を表示して、	3 略 14 同規則第39条第 4項の規定による	域 に 係 る も の ロ 請負代金 の変更	西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区1
<u>東部総合事務</u> 所長			四般合事務 所長